

議案第83号

里庄町税条例の一部改正について

里庄町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年12月15日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

軽自動車税の納期について、納付期間の拡大による納税者の利便性向上並びに課税事務の効率化及び正確性の向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成26年12月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町税条例の一部を改正する条例

里庄町税条例（昭和36年里庄町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第83条第2項中「4月11日から同月30日」を「5月1日から同月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の里庄町税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。